

令和7年度 社会福祉法人指導監査結果

■ 令和7年度は社会福祉法人に対する指導監査を11件実施しました。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	社会福祉法人 秋篠茜会	実地監査	複数の理事について、理事会を連続で欠席していたが、欠席が継続するなど実際に法人運営に参画できない者を、名目的に選任することは適当ではないため、今後は、理事会の日程調整又は理事の選任等において留意すること。 【社会福祉法人審査基準第3-1(3)】	令和7年度改選時に、調査・確認し、適正な候補者を選任した。
2	社会福祉法人 大倭安宿苑	実地監査	令和7年6月19日開催の理事長の選任に係る理事会について、定時評議員会開催に伴う役員改選後の理事会であるにもかかわらず、令和7年3月21日に改選前の役員に対して招集通知が発出されていた。 役員の改選を行うため、定時評議員会の後に開催される理事会の招集通知については、定時評議員会により新たに選任された役員により行うこと。 【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項】	次回の改選時より改善いたします。
3	社会福祉法人 大倭滝の峯荘	実地監査	令和7年6月27日開催の定時評議員会の招集通知が、評議員会の招集について議決した理事会の開催日より前に発出されていた。 ついては、今後の評議員会の招集の通知に当たっては、評議員会の招集について議決した理事会の開催日以後に通知すること。 【社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び第182条】	令和7年度、定時評議員会開催日程について、評議員各位のご都合もおりかと考え、13日の理事会決議の前に発出してしまいました。今後は定時評議員会、その前の理事会の日程について、招集通知、理事会、評議員会の開催間隔と、法令に従い実施します。尚、本件については3月に開催予定の理事会において報告し、了承いただくよう提案します。
			令和7年6月27日開催の評議員会における議事録において、次の項目の記載を欠いているため、是正すること。 ・決議事項に特別の利害関係者がいる場合はその氏名 ・議事録作成者の氏名 【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】	議事録に記載漏れであった指摘2項目について、改めて記載した議事録を作成し、評議員及び監事に対し、今回の監査指摘状況について説明し承認を得ます。
			業務執行理事の選定について、令和7年度に理事の改選が行われているにもかかわらず、業務執行理事の選定が理事会において行われておらず、従前の業務執行理事が引き続き選任されている。 ついては、理事の改選が行われた場合は、社会福祉法人大倭滝の峯荘定款第16条第2項の規定に従い、代表理事の選定と併せて業務執行理事の選定を実施すること。 【社会福祉法人大倭滝の峯荘定款第16条第2項】	令和7年度の役員改選の折に業務執行理事の選任が行われていなかったことについては当方で業務執行理事も他の理事同様に任期が2年以内ということを理解しておりませんでした。今後は役員改選の折に業務執行理事の選任も同時に行うように致します。尚、今回の業務執行理事の選任については重任であることから、今月開催される理事会において再度業務執行理事を選任頂きます。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			令和7年6月27日開催の理事長の選任に係る理事会について、定時評議員会開催に伴う役員改選後の理事会であるにもかかわらず、令和7年6月6日に改選前の役員に対して招集通知が発出されていた。 役員の改選を行うため、定時評議員会の後に開催される理事会の招集通知については、定時評議員会により新たに選任された役員により行うこと。 【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項】	当法人において従来定時評議委員会で新役員が承認されれば、同時に代表理事の互選を行っていましたが、ご指摘の通り、評議員会で承認された新役員に対して改めて招集通知を発出し代表理事の互選が行われるべきであることから、今後は6月中にすべての手続きが完了するように日程の調整を図り対応いたします。
			理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会において職務の執行状況について報告する旨が定款で定められているにもかかわらず、規定どおりに報告していなかった。 理事長による職務執行状況の報告について、今後は、実際に開催された理事会において、定款に規定している毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上の頻度で報告を行うこと。 【社会福祉法第45条の16第3項】	理事長及び業務執行理事による理事会への職務執行状況の年2回の報告につきましては対面開催時という制約があり、近年は感染症対策もあり規定の報告ができておりませんでした。今後は感染症対策を講じ、対面による開催を行い、規定の職務執行報告を行うように致します。
			役員借入金について、契約書が作成されていない。理事長と法人との取引であり、利益相反取引に該当するため、理事会承認を受け、金銭消費貸借契約書を作成すること。また、年間1000万円を超える取引であり、関連当事者との取引として注記をすること。 【社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項26(2)ア】	ご指摘の通り、役員借入金について契約書が未作成であることから今年度決算時に確認のうえ理事会において内容の承認を頂き金銭消費貸借契約書を作成し契約致します。又、令和7年度決算書への注記につきましても対応いたします。
4	社会福祉法人ききょう会	実地監査	令和6年6月23日開催の評議員会において、社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項以外の事項について、決議を行っていた。 評議員会は、社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議を行うこと。 【社会福祉法第45条の8第2項】	今後は評議員会において、定款に定めた事項に限り決議を行う。
			令和6年度において、理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告が社会福祉法人ききょう会定款第17条第3項に規定する、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上の頻度を下回っていたため、今後は、定款の規定に基づき、適切な頻度で報告を行うこと。 【社会福祉法第45条の16第3項】	令和6年度第1回定時理事会(令和6年6月8日開催)の令和5年度事業報告が業務執行状況報告を兼ねて行われたが、議事録にその旨の記載がされていなかった。今後も各会計年度6月および3月の理事会にて業務執行状況報告を行うが、その際議事録への記載を漏らさないよう留意する。
5	社会福祉法人こぶしの会	実地監査	令和7年6月21日開催の理事長の選任に係る理事会について、定時評議員会開催に伴う役員改選後の理事会であるにもかかわらず、令和7年5月30日に改選前の役員に対して招集通知が発出されていた。 役員の改選を行うため、定時評議員会の後に開催される理事会の招集通知については、定時評議員会により新たに選任された役員により行うこと。 【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項】	令和7年5月30日付での招集通知は選任前の理事に送付しており、本来は社会福祉法第45条の14第9項の規定に基づき、令和7年6月21日理事会の開催については、理事・監事全員に招集手続き省略手続きを行うべきであった事を令和8年3月18日の理事会において確認した。今後の令和8年3月18日の理事会において、社会福祉法人こぶしの会理事会議事録の法人所定の様式を改め、理事会議事録に招集手続きについて議事録に記載する事を定め、また、新たに招集手続き省略の法人所定の様式を定め、再発を防ぐこととした。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			令和5年10月31日、令和6年3月24日、令和6年7月31日、令和6年9月9日、令和7年3月24日開催の理事会において、決議の省略を行っているが、特別の利害関係を有する者の存否について、確認を行っていなかった。 ついては、今後の理事会において決議の省略を行う際には、各理事について、特別の利害関係を有する者の存否を確認すること。 【社会福祉法第45条の14第5項、社会福祉法人指導監査実施要綱別紙指導監査ガイドライン I -6(1)2】	令和6年7月31日、令和6年9月9日、令和7年3月24日の決議省略手続きにおける理事会において、特別の利害関係者の確認が出来ていない事を令和8年3月18日の理事会において確認し、再発防止の為、法人の所定の決議省略同意書を改訂し、決議省略同意書において確実に特別な利害関係者の有無を確認出来るよう改めた。
			理事会議事録において、定款細則第18条で理事会の議長を定めているにもかかわらず、議長の氏名が記載されていなかった。 ついては、理事会議事録に議長の氏名を明記すること。 【社会福祉法施行規則第2条の17第3項、社会福祉法人こぶしの会定款細則第18条】	定款細則第18条に記載されているように、令和5年12月23日、令和6年5月27日、令和6年8月16日、令和6年12月23日、令和7年3月28日、令和7年5月26日、令和7年6月21日、令和7年11月21日に開催されたいずれの理事会においても、理事長が議長を務めていた為、令和5年12月23日、令和6年5月27日、令和6年8月16日、令和6年12月23日、令和7年3月28日、令和7年5月26日、令和7年6月21日、令和7年11月21日、理事会議事録に議長名を加入とし更正した。また、今後の再発防止の為、社会福祉法人こぶしの会理事会議事録の法人所定の様式を理事会において確認、決議し再発を防ぐ事とした。
			法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書に拠点区分間繰入収入・支出が計上されている。 また、拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書に、サービス区分間繰入収入・支出が計上されている。 拠点区分間繰入取引及びサービス区分間繰入取引は内部取引であるため適切な段階で相殺消去され、計算書類の表示の様式は、社会福祉法人会計基準で定められているため、前記の計算書類には表示されない。このような状況は会計システムの設定上の問題であるため、システム会社あるいは会計事務所に確認して設定を修正すること。 【社会福祉法人会計基準第17条4項、第23条第4項、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い4】	会計業務委託先である会計事務所と協議し、法人会計業務において活用している『らくらく会計D2』の機能及び設定を確認し、内部取引相殺処理が適切に行われる設定処理を済ませた事により、法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書における拠点区分間繰入収入・支出、及び拠点区分資金収支計算書におけるサービス区分繰入金収入・支出は適切に相殺消去された諸表が作成される事を確認しました。
6	社会福祉法人こまどり会	実地監査	定款において、法人の実施する社会福祉事業として、特定相談支援事業について規定しているが、当該事業は既に廃止している。 ついては、定款の変更等の適切な措置を講じること。 【社会福祉法第31条】	定款において記載の特定相談支援事業所は当会は休止している状況と認識していたが、当該事業は廃止の状況であることの認識が欠落していた。当該事業については再度開始する予定を計画しており、退職により不在だった相談支援従事者も選定され速やかに指定申請を行う予定としている。
			令和5年6月25日及び令和6年6月22日開催の評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員の存否を確認していなかった。 評議員会の決議には、その決議に特別の利害関係を有する評議員が加わることはできないことから、今後は、決議を行う前に、特別の利害関係を有する評議員の存否を確認すること。 【社会福祉法第45条の9第8項】	次回以降の評議員会において議事録に決議に於いて特別の利害関係を有する評議員の是非について記載する。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			令和7年9月16日及び令和7年12月18日開催の理事会において、理事会の日の1週間（中7日）前までに各理事及び監事に対して招集通知が発出されていなかった。 今後は、理事会の日の1週間（中7日）を下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発すること。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項】	招集通知の期日につきまして、次回以降の理事会において一週間前までに通知を發します
			令和5年6月25日、令和5年8月12日、令和6年3月16日、令和7年6月28日、令和7年9月16日及び令和7年12月18日開催の理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事の存否を確認していなかった。 理事会の決議には、その決議に特別の利害関係を有する理事が加わることはできないことから、今後は、決議を行う前に、特別の利害関係を有する理事の存否を確認すること。 【社会福祉法第45条の14第5項】	次回以降の理事会において議事録に決議に於いて特別の利害関係を有する理事の是非について記載する。
			理事長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告について、社会福祉法人こまどり会定款第17条第3項において、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上の報告を行うと定めているが、令和5年度及び令和6年度においては、1回しか報告が行われていなかった。 今後は、定款の規定に基づき、適切な頻度で報告を行うこと。 【社会福祉法第45条の16第3項、社会福祉法人こまどり会定款第17条第3項】	指導以降の理事会開催に於いて、理事長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告について、社会福祉法人こまどり会定款第17条第3項において、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上の報告を行うよう改善する。
7	社会福祉法人史明会	実地監査	主たる事務所に定款を備え置くこと。 なお、改善報告に当たっては、是正方法を法人内で検討の上、改善報告書別紙に当該検討結果等を記載すること。 【社会福祉法第34条の2第1項】	現在特別養護老人ホーム内法人本部において保管しております定款については、今後、主たる事務所である障がい者支援施設ボイス内に定款を備え置くべく令和8年3月31日までに改善してまいります。
			令和7年4月15日に決議があったものとみなされる評議員選任・解任委員会において、理事会は、所定の様式により理事会において決議された推薦書を当該委員会に提出していなかったほか、候補者を評議員として適任と判断した理由についても当該委員会に説明しておらず、社会福祉法人史明会評議員選任・解任委員会運営細則どおりの運用がなされていない状態で、評議員の選任を行っていた。 ついては、今後の評議員の選任に当たっては、定款及び当該選任・解任委員会の定めるところにより、評議員を選任すること。 【社会福祉法第39条、社会福祉法人史明会評議員選任・解任委員会運営細則第9条】	今後の評議員選任については、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」を評議員選任・解任委員会に提出するとともに史明会定款第6条第4項及び評議員選任・解任委員会運営細則第9条第1項第2号に基づき、評議員として適任と判断した理由を同委員会に説明したうえで、審議を行い、評議員選任の決議を行ってまいります。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			令和6年10月22日付で提案書が発出された評議員会について、次に掲げる事項が、理事会の決議により定められていなかった。 ついては、評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めること。 ・評議員会の日時及び場所 ・評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ・評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨。) 【社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項】 評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができるが、令和6年6月14日に開催された評議委員会において、法令及び定款に定めがない事項について決議を行っていた。 ついては、今後の評議員会の開催に当たっては、議案の内容について留意すること。 【社会福祉法第45条の8第2項、社会福祉法人史明会定款第10条】 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることができないが、令和6年6月14日及び令和7年6月6日に開催された評議員会において、特別の利害関係を有する者の存否について、決議を行う前に確認を行っていなかった。 ついては、今後の評議員会の決議に当たっては、必ず決議を行う前に各評議員について確認を行うこと。 【社会福祉法第45条の9第8項、社会福祉法人指導監査実施要綱別紙指導監査ガイドライン I-3(2)2】 評議員会の議事録については、評議員会の日から主たる事務所に10年間備え置くこと。 また、評議員会の決議の省略がなされた場合の評議員の同意の意思表示が行われた書面については、評議員会の決議があったとみなされた日から主たる事務所に10年間備え置くこと。 【社会福祉法第45条の11第2項、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第2項】 令和7年6月6日開催の理事長の選任に係る理事会について、定時評議員会開催に伴う役員改選後の理事会であるにもかかわらず、令和7年5月23日開催の理事会終了後に改選前の役員に対して招集通知が発出されていた。 定時評議員会の後に開催される理事会の招集通知については、定時評議員会により新たに選任された役員により行うこと。 【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項】	令和6年6月14日に決議された評議員会(第1回)については、令和6年5月31日に開催した理事会において評議員会招集決議を得て開催いたしましたが、ご指摘の令和6年10月31日決議の評議員会(第2回)においては、理事会決議を失念しておりました。 今後、評議員会開催につきましては、事前に理事会での評議員会招集決議を経て実施していくよう徹底してまいります。 今後開催されます評議員会においては、史明会定款第10条第1項各号に定められています事項以外は議案として提出しないよう徹底を図ってまいります。 評議員会の議案について、特別の利害関係を有する者の存否については、今後、開催通知時に議案毎に利害関係人の有無を確認すべく、書面にて各委員より徴収してまいります。 また、書面での事前確認ができない場合は、開催当日に議案毎に利害関係人の有無を確認の上、審議に入っております。 現在、特別養護老人ホーム内法人本部にて10年間の評議員会議事録を保管しておりますが、今後は主たる事務所である障がい者支援施設ボイス内で同議事録を備え置くべく令和8年3月31日までに改善してまいります。 理事改選期における理事長の選任招集通知について、今後は定時評議員会により新たに選任された理事から招集通知を実施し理事長を選任してまいります。 なお、新理事からの招集通知方法に関しては、状況に応じて文書や電話等の伝達方法を状況に即して活用し、実施してまいります。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事が加わることはできないが、令和6年5月31日及び令和6年11月29日、並びに令和7年5月23日及び令和7年6月6日に開催された理事会において、特別の利害関係を有する者の存否について、決議を行う前に確認を行っていなかった。 については、今後の理事会の決議に当たっては、必ず決議を行う前に各理事について確認を行うこと。 【社会福祉法第45条の14第5項、社会福祉法人指導監査実施要綱別紙指導監査ガイドライン I-6(1)2】	理事会の議案について、特別の利害関係を有する者の存否については、今後、開催通知時に議案毎に利害関係人の有無を確認してまいります。 なお、令和7年度の指導監査後においては、実施済みですので、念のため申し添えます。
			理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会において職務の執行状況について報告する旨が定款で定められているにもかかわらず、規定どおりに報告していなかった。 理事長による職務執行状況の報告について、今後は、実際に開催された理事会において、定款に規定している毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上の頻度で報告を行うこと。 【社会福祉法第45条の16第3項】	今後、理事長の職務執行状況の報告については、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上行っていくことを徹底してまいります。 なお、令和7年度においては、理事長からの同報告は適正に実施しておりますので、念のため申し添えます。
			理事会の議事録については、理事会の日から主たる事務所に10年間備え置くこと。 また、理事会の決議の省略がなされた場合の理事の同意の意思表示が行われた書面については、理事会の決議があったとみなされた日から主たる事務所に10年間備え置くこと。 【社会福祉法第45条の15第1項】	現在、特別養護老人ホーム内法人本部にて10年間の理事会議事録を保管しておりますが、今後、主たる事務所である障がい者支援施設ボイス内で同議事録を備え置くべく令和8年3月31日までに改善してまいります。
8	社会福祉法人 東大寺福祉事業団	実地監査	一部の評議員の就任承諾書が保管されていなかったため、文書により就任の意思を確認し、適切に保管すること。 【指導監査ガイドライン I-3(1)1】	自己点検の結果、2名の評議員の就任承諾書が保管されていなかった。 指摘後、再度文書により就任の意思を確認し、就任承諾書を記入いただき適切に保管した。 今後は、全ての評議員について就任承諾書を記入・押印いただき適切に保管するように努める。
			複数の理事について、理事会を連続で欠席していたが、欠席が継続するなど実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当ではないため、今後は、理事会の日程調整又は理事の選任等において留意すること。 【社会福祉法人審査基準第3-1(3)】	複数の理事について、理事会を連続して欠席していることが確認された。 今後は、理事会の日程調整または理事の選任等において十分に留意し、健全な法人運営を行うように努める。
			令和7年6月19日開催の理事長の選任に係る理事会について、定時評議員会開催に伴う役員改選後の理事会であるにもかかわらず、令和7年4月11日に改選前の役員に対して招集通知が発出されていた。 定時評議員会の後に開催される理事会の招集通知については、定時評議員会により新たに選任された役員により行うこと。 【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項】	令和7年6月19日開催の理事長選任に係る理事会について、事前資料で令和7年4月11日発出の招集通知を提出してしまっていたが、実際には別添の日程事前案内という形で案内文書を送付し、日程調整を行っていた。 今後は、該当理事会の招集に係る流れを把握し、適切な資料を提出するように努める。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会において職務の執行状況について報告する旨が定款で定められているにもかかわらず、規定どおりに報告していなかった。 理事長による職務執行状況の報告について、今後は、実際に開催された理事会において、定款に規定している毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上の頻度で報告を行うこと。 【社会福祉法第45条の16第3項】	理事長の職務の執行状況の報告について、定款で定める4か月を超える間隔で2回以上の報告が行われていなかった。 今後は、理事長による職務執行状況の報告について、規定どおり毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上の頻度で報告を行うように努める。
			随意契約の締結に関して、経理規程第73条1項各号に規定する理由の明示がないものがあり、同条第4項の契約金額による見積書の徴取がなされていないもの、さらに第75条に規定する契約書又は請書の入手がなされていないものが散見された。随意契約の理由書については、フォーマットが整備されているものの活用されていない。随意契約については、経理規程に規定する手続に従って処理すること。 また、取引における決裁において、特に経理・財務に関するものは、外部への支払について慎重に確認する必要があることから、理事長等の決裁の前に、経理課長の確認を受けておくこと。 【社会福祉法人東大寺福祉事業団経理規程第73条、75条】	以下の通り運用変更し、実施済みである。 ・随意契約に至った理由を記載する「随意契約内容及び選定理由書」稟議書に添付する。 ・承認者欄に経理課長を追加し、最終決算前に財務視点でのチェックを行えるようにした。場合によっては、上位職位に回る前に、起案者への内容確認や変更を行う体制とした、
9	社会福祉法人 奈良万葉会	実地監査	令和7年6月20日開催の評議員会の招集通知が、理事会により当該評議員会の開催に係る事項を決議する前に発出されていた。 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めること。 ・評議員会の日時及び場所 ・評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ・評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨） 【社会福祉法第45条の9第10項において準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項】	次回の評議員会の招集により、理事会による評議員会の開催に係る事項決議後に発出する。
			評議員会の招集通知において、次の事項の記載を欠いていたため、今後は、漏れなく記載すること。 ・評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ・当該事項に係る議案の概要（未定の場合はその旨） 【社会福祉法第45条の9第10項において準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第3項】	次回より評議員会の招集通知に、目的・議案の概要も漏れなく記載する。
			令和7年6月20日開催の役員の任期満了に伴う理事長の選任に係る理事会において、招集通知を省略していたが、当該招集通知の省略に係る理事及び監事の全員からの同意を、定時評議員会により選任される前の役員に対して得ていた。役員の任期満了後に開催される理事会の招集通知の省略に係る同意については、定時評議員会により新たに選任された役員から得ること。 【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項】	次回の役員の任期満了に伴う理事長の選任に係る理事会の開催通知は、定時評議員会にて新たに役員を選任後に通知する。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する改善状況の詳細」の内容をそのまま記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
10	社会福祉法人 ならやま会	実地監査	基本財産の一部について、定款への記載を欠いているため、追加すること。 また、当該基本財産の定款への追加については、令和6年4月17日の評議員会において、既に定款変更について決議を行ったにもかかわらず、変更の手続きがなされていないため、当該評議員会の決議に則り、速やかに定款変更の手続きを行うこと。 【社会福祉法第31条第1項、第45条の36】 毎会計年度終了後3月以内に作成する財産目録については、定時評議員会の承認を受けること。 【社会福祉法施行規則第2条の40】 令和7年5月28日開催の理事会において、招集通知を省略しているが、理事及び監事の全員が招集通知の省略について同意していることが不明確であった。今後は、理事及び監事の全員の同意を得た旨が明確になるように記録すること。 【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項】 理事長による職務執行状況の報告について、定款に規定している毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上の頻度で報告を行うこと。 【社会福祉法第45条の16第3項】 法人において既に実施されておらず、定款にも規定のない公益事業が登記されていた。 また、令和7年5月28日に理事長が重任しているが、登記がなされたのは令和7年6月26日であった。 法人の事業内容並びに理事長の氏名、住所及び資格に変更が生じた場合は、変更が生じた日から2週間以内に登記すること。 【社会福祉法第29条、組合等登記令第3条】 財産目録に記載している基本財産が、定款及び登記の状況と整合性を欠いているため、速やかに是正すること。 【社会福祉法人会計基準第31条】	引き続き福祉政策課と確認をとりながらすすめています。 今年度決算より厳守いたします。 次回より適切に対応いたします。 適切に対応できるよう善処します。 現在提供していない事業については再開の可否も含め検討を続けます。 今期決算で修正します
11	社会福祉法人 南都栄寿会	実地監査	役員の報酬に関する規程について、報酬等の金額の算定方法を規程内に規定すること。 【社会福祉法施行規則第2条の42】 令和7年6月22日開催の役員の任期満了に伴う理事長の選任に係る理事会において、招集通知を省略していたが、当該招集通知の省略に係る理事及び監事的全員からの同意を、定時評議員会により選任される前の役員に対して得ていた。役員の任期満了後に開催される理事会の招集通知の省略に係る同意については、定時評議員会により新たに選任された役員から得ること。 【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項】	指導内容について、報酬金額の算定方法を含めた報酬規程を作成のうえ、令和7年度第2回評議員会（令和8年3月22日開催予定）にて決議いただく予定。 指導内容について、今後は定時評議員会で理事が選任された結果を受けてから招集通知の省略により理事会を開催することとします。なお、理事長選出に係る理事会の開催は令和9年6月となることから、この回より実施する予定。